

安城市と民間事業者等との連携協定に関する取扱い要領

(目的)

第1条 この要領は、市が事業者等と締結する連携協定について必要な事項を定めることにより、市と事業者等が、それぞれ保有する資源を複数の施策事業において活用することで連携して地域の課題解決を図る共創の取り組みを推進し、持続的に発展できるまちづくりの実現に資することを目的とする。

(連携事業)

第2条 市が事業者等（国及び地方公共団体を除く事業活動又は公共的活動を行う法人、団体又は個人をいう。以下同じ。）と締結する連携協定（以下「連携協定」という。）の対象となる事業（以下「連携事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

（1）事業者等が地域の課題解決に向けて自ら市と連携したい旨を申し出たもの

（2）反対給付（実費相当の費用請求を除く。）を伴わない役務又は商品の提供、物品の貸与その他これに類するもの

（3）次のアからエまでのいずれかに該当するもの

ア 市が実施していない新規の事業であって、市が事業者等と連携することにより実施することができるもの

イ 市が既に実施している施策又は事業のうち、市が事業者等と連携することができるもの

ウ 事業者等が社会貢献のために実施する施策又は事業であって、市と連携することにより市民サービスの向上に寄与するもの

エ アからウまでに掲げるもののほか、事業者等が市との連携又は共創を希望するものであって、市長が適当と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、連携事業としない。

（1）事業者等の直接的な営業又は広告宣伝を目的とするもの

（2）事業者等の利益誘導のおそれがあるもの

（3）法令等で製造、提供等が禁止され、又は法令等に基づく許可等を受けていない役務若しくは商品の提供、物品の貸与その他これに類するもの

- (4) 法律に定めのない医療類似行為に係るもの
- (5) 特定の政党若しくは宗教を支持し、又はこれに反対するための政治的若しくは宗教的教育を目的とするもの
- (6) ギャンブルに係るもの（公共的団体が実施するものを除く。）
- (7) 人権侵害の事象があったものその他これに類するもの。
- (8) 非科学的又は迷信に類するものであって、利用者を惑わせ、又は不安を与えるものその他これに類するもの
- (9) その他連携事業としてふさわしくないと市長が認めるもの

3 SDG s 未来都市計画の骨格的事業である「あんじょうSDG s 共創パートナー制度」への登録は、連携事業とする。

(連携不可事業者等)

第3条 次の各号のいずれかに該当する事業者等は、市と連携協定を締結することができない。

- (1) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあってはこれらの者と同等の責任を有する代表者、理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）又は使用人に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが同条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。
- (2) 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）が経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等又は使用人が、暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与している他の事業者等を利用するなどしていると認められるとき。
- (4) 役員等又は使用人が、暴力団、暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している他の事業者等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

- (6) 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する事業者等であることを知りながら当該事業者等を利用するなどしていると認められるとき。

(連携協定の種類)

第4条 連携協定は、事業連携協定及び包括連携協定とする。

- 2 事業連携協定は、一つの分野に限る連携事業の実施に当たって必要な事項を定めた連携協定とする。

- 3 包括連携協定は、複数の分野にまたがる連携事業の実施に当たって必要な事項を定めた連携協定とする。

(事業連携協定)

第5条 事業連携協定は、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、締結することができる。

- (1) 締結しようとする連携協定に係る連携事業が二事業以上あり、複数年にわたって継続して実施されることが計画されていること。
- (2) 締結しようとする連携協定に係る全ての連携事業が一つの分野に限定され、かつ、その全てが市の特定行政計画の目的に合致するものであること。
- (3) 締結しようとする連携協定に係る連携事業の実施に当たり、市と事業者等が対等かつそれぞれ役割が明らかになっていること。
- (4) 締結しようとする連携協定に係る連携事業の実施に当たり、市民サービスの向上に寄与するための事業者等が保有するスキル及びサービスが決まっていること。
- (5) 締結しようとする連携協定に係る連携事業の実施に当たり、事業者等が市の予算措置によらず事業者等の資金及び資源を活用して当該事業を実施する意思があること。

(包括連携協定)

第6条 包括連携協定は、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、締結することができる。

- (1) 締結しようとする連携協定に係る連携事業が三事業以上あり、複数年にわたって継続して実施されることが計画されていること。
- (2) 締結しようとする連携協定に係る全ての連携事業が特定の分野に限定されず、市民生活の幅広い分野にまたがるものであって、市の総合計画の目的に合致す

るものであること。

- (3) 締結しようとする連携協定に係る連携事業の実施に当たり、市と事業者等が対等かつそれぞれ役割が明らかになっていること。
- (4) 締結しようとする連携協定に係る連携事業の実施に当たり、市民サービスの向上に寄与するための事業者等が保有するスキル及びサービスが決まっていること。
- (5) 締結しようとする連携協定に係る連携事業の実施に当たり、事業者等が市の予算措置によらず事業者等の資金及び資源を活用して当該事業を実施する意思があること。

(連携協定の締結等)

第7条 市及び事業者等は、連携協定を締結するに当たり、その内容の理解に齟齬等が生じないように事前協議をしなければならない。

2 市及び事業者等は、前項の事前協議が整った場合は、連携協定の内容を記載した協定書を作成し、それぞれ記名押印又は署名の上で連携協定を締結するものとする。

3 前項の協定書には次に掲げる事項を明記しなければならない。

- (1) 連携協定の目的
- (2) 連携協力事項
- (3) 個別の連携事業等の取扱い
- (4) 秘密保持に関する事項
- (5) 次条に規定する有効期間
- (6) 第9条に規定する知的財産権等の取扱いに関する事項
- (7) 第10条に規定する結果の公表に関する事項
- (8) 第11条及び第12条に規定する連携協定の解除に関する事項
- (9) 第13条に規定する協議に関する事項
- (10) その他必要と認めるもの。

4 事業者等は、協定書を作成するに当たり、第2条第2項各号及び第3条各号に掲げる事項に該当しない旨の誓約書（別記様式）を市に提出しなければならない。

5 連携協定を締結する場合は、第3項第3号に掲げる事項について別に細則を定めるよう努めなければならない。

6 連携協定の締結に関する式典を行う場合は、第2条第2項第1号に掲げる事項に該当することがないように、連携事業を行う際に併催することを原則とする。

(有効期間)

第8条 連携協定の有効期間は、協定締結日から1年間とし、期間満了の1ヶ月前までに申し出がない場合には、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以後同様とする。ただし、市又は事業者等に特別の事情がある場合は、この限りでない。

(知的財産権等の取扱い)

第9条 市及び事業者等は、連携協定の連携事業において、知的財産権等の対象となる発明又は考案をした場合は、相手方にその旨を通知しなければならない。

2 前項の場合において、知的財産権等の取得のための手続及び権利の帰属等に関する詳細については、双方協議して定めるものとする。

(結果の公表)

第10条 連携協定を締結した場合は、市にあっては記者発表、ウェブサイトへの掲載その他適切な方法により、事業者等にあっては事業者等が適切であると認める方法により、速やかにその内容を公表するものとする。

(市からの連携協定の解除)

第11条 市は、事業者等が次の各号のいずれかに該当する場合は、連携協定を解除することができる。

- (1) 第2条第2項各号又は第3条各号に掲げる事項のいずれかに該当したとき。
- (2) 市の職員の職務の執行を妨げたとき。
- (3) 監督官庁から営業の取消し、停止その他これらに類する処分を受けたとき。
- (4) 市の契約の相手方として必要な資格が欠けたとき。
- (5) 手形交換所から取引停止処分を受けたとき。
- (6) 競売、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始（事業者等が株式会社である場合に限る。）若しくは特別清算手続開始（事業者等が株式会社である場合に限る。）の申立てがあったとき。
- (7) 連携協定が暴力団員等の利益になることが判明したとき。
- (8) 事業譲渡、事業廃止その他の理由により、連携協定に係る連携事業を行わなくなると認められるとき。

(9) 事業者等が法人その他の団体である場合にあっては、事業者等が合併、分割又は解散をするとき。

(10) 連携協定の履行に際し、事業者等又は事業者等の従業員の責めに帰すべき事由により市又は第三者（市の職員を含む。）に損害を与えたとき。

(11) 市に対する信頼関係を破壊する行為その他の背信行為があったとき。

(12) 次のアからエまでのいずれかに該当したとき。

ア 事業者等が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、公正取引委員会の事業者等に対する独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）又は独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。）。

イ アに掲げるもののほか、確定した排除措置命令又は納付命令（独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたものを含む。ウにおいて同じ。）により、事業者等が、連携協定について独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされたとき。

ウ 事業者等（事業者等が法人その他の団体である場合にあっては、その役員又は代理人、使用人その他の従業者。エ及びオにおいて同じ。）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

エ 事業者等に対し、刑法第198条に規定する刑が確定したとき。

オ 事業者等がアからエまでに掲げる違法な行為をしたことが明白となったとき。

(13) 事業者等に雇用され、連携協定に基づく業務に関わっている労働者に対する賃金の支払について、事業者等が最低賃金法（昭和34年法律第137号）第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。

(14) 前各号に掲げるもののほか、市長が連携協定の存続を不適当であると認めるとき。

(市又は事業者等からの連携協定の解除)

第12条 市又は事業者等は、天災その他不可抗力の発生などのいずれの責めにも期さない事由により、連携事業の実施が困難と判断した場合には、連携協定の解除を申し出ることができる。ただし、連携事業が天災その他不可抗力時の実施を目的とする場合は、この限りでない。

(協議)

第13条 この要領及び協定書に定めのない事項又はそれらの内容等に疑義が生じた場合には、市及び事業者等は、信義誠実の原則に則り、関係法令に基づいて双方協議の上、これを処理するものとする。

(検討)

第14条 市長は、公民連携による課題解決を進めるため、この要領の内容について常に検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか、連携協定について必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和4年11月4日から施行する。

別記様式（第 7 条関係）

誓 約 書

は、次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報警察に提供することについて同意します。

1 連携不可事業者等（連携協定を締結しようとする事業者等が、次の各号のいずれかに該当するものをいう。）

- （１）役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあつてはこれらの者と同等の責任を有する代表者、理事等、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）又は使用人に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが同条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるもの。
- （２）暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）が経営又は運営に実質的に関与していると認められるもの。
- （３）役員等又は使用人が、暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与している他の事業者等を利用するなどしていると認められるもの。
- （４）役員等又は使用人が、暴力団、暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している他の事業者等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるもの。
- （５）役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるもの。
- （６）役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する事業者等であることを知りながら当該事業者等を利用するなどしていると認められるもの。

2 連携不可事業（連携協定を締結しようとする事業者等の行う事業が、次の各号のいずれかに該当するものをいう。）

- （１）事業者等の直接的な営業又は広告宣伝を目的とするもの。
- （２）事業者等の利益誘導のおそれがあるもの。
- （３）法令等で製造、提供等が禁止され、又は法令等に基づく許可等を受けていない役務若しくは商品の提供、物品の貸与その他これに類するもの。
- （４）法律に定めのない医療類似行為に係るもの。
- （５）特定の政党若しくは宗教を支持し、又はこれに反対するための政治的若しくは宗教的教育を目的とするもの。
- （６）ギャンブルに係るもの（公共的団体が実施するものを除く。）。
- （７）人権侵害の事象があったものその他これに類するもの。
- （８）非科学的又は迷信に類するものであって、利用者を惑わせ、又は不安を与えるものその他これに類するもの。
- （９）その他連携事業としてふさわしくないと市長が認めるもの。

年 月 日

住所（又は所在地）

社名及び代表者名

備考 役員の氏名及び生年月日が明らかとなる資料を添付してください。